

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る 改善措置報告書を踏まえた追加検査（フェーズⅡ）の検査計画

令和3年10月13日
原子力規制庁

1. 経緯・趣旨

令和3年9月22日付けで東京電力ホールディングス株式会社から提出があった「IDカード不正使用および核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる改善措置報告書」（以下「東電報告書」という。）について、追加検査（フェーズⅠ）で把握した内容との異同、原因と対策の対応関係を精査した（独立検証委員会による検証報告書も参照）。

今回、この内容を報告するとともに、これを踏まえた追加検査（フェーズⅡ）の検査計画を諮る。

2. 東電報告書の精査の内容（別紙1）

（1）追加検査（フェーズⅠ）で把握した内容との異同

フェーズⅠの検査（規程・手順等の内容、活動・報告等の記録、核物質防護設備の状況、関係者インタビュー）で把握した内容と東電報告書に記載された事実関係及び要因分析とを比較精査した。

（2）原因と対策の対応関係

東電報告書に記載された直接原因、背後要因、根本原因並びに安全文化・核セキュリティ文化要素の劣化兆候とそれらを踏まえて策定された改善措置計画との対応関係を精査した。

3. 追加検査（フェーズⅡ）の検査計画（別紙2）

上記を踏まえた追加検査（フェーズⅡ）の検査計画を示す。

<別紙>

別紙1 東電報告書の精査の内容（非公開）

別紙2 追加検査（フェーズⅡ）の検査計画（非公開）